

行政書士証票、登録証、登録事項証明等の手数料

〔日行連会則第47条 抜粋〕

行政書士名簿への登録申請等を行う者は、次の各号に掲げる金額の手数料を単位会を經由して本会に納入しなければならない。

一 登録	25,000 円
二 登録事項の変更	4,000 円
三 行政書士登録証の紛失、き損等によるその再交付	3,000 円
四 所属行政書士会の変更	5,000 円
五 証明	2,000 円
六 行政書士証票の紛失、き損等によるその再交付	2,000 円

2 前項各号の2以上に該当する申請をするときは、それぞれ各号に定める金額の手数料を合わせて本会に納入しなければならない。